

地方税財源の充実確保を求める意見書

日本銀行が公表した9月の金融経済月報によると、我が国経済の先行きは、国内需要の底堅さと海外経済の持ち直しを背景に、緩やかに回復していくと言われている。

しかしながら、地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方交付税の増額による一般財源総額の確保が必要不可欠であるとともに、国・地方間の税財源配分を見直し、税収の安定的な地方税体系を構築する必要がある。

よって、国におかれでは、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

地方単独事業を含めた社会保障関係費の自然増など増崇する財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

2. 地方税源の充実確保について

住民生活に密着した基礎的な行政サービスを担う地方自治体においては、安定的な財政基盤の確立が不可欠であり、税収の安定的な地方税体系の構築が求められているなか、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。

また、平成26年度の税制改正に当たっては、住民生活に密着した基礎自治体の意見を十分踏まえ、真の分権型社会の実現を図るための必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

田辺市議会

(提出先)

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
衆議院議長
参議院議長